平成２３年（フ）第１１５７号
名古屋市緑区清水山２丁目216番地　レジデンスすずきＤ棟201号
破産者　村瀬　　功
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２９２号
名古屋市北区金城町３丁目28番地の１　ロイヤルマンション志賀公園501号
破産者　内田　次郎
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５１３号
大津市朝日２丁目11―12
破産者　熊本眞知子
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８２号
滋賀県野洲市市三宅2700　シャトーアルバⅡ205、住民票上の住所滋賀県草津市片岡町248番地10
破産者　松永美工こと　松永　次男
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９７号
滋賀県草津市南笠町1179番地
破産者　田村　武雄
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０４号
滋賀県甲賀市水口町牛飼228　西田美由紀方、開始決定時の住所滋賀県甲賀市水口町北脇343番地29
破産者　佐藤工業こと　佐藤　　充
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８８号
京都市下京区西七条石井町50番地
破産者　前岡　　努
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５００号
神戸市須磨区車字潰ノ下1080番地ベルトゥリー若草アネックス304号、開始決定時の住所神戸市長田区前原町２丁目２番10号
破産者　宮内　孝司
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５９４号
神戸市兵庫区上三条町７番13号、従前の住所神戸市兵庫区下三条町８番21号
破産者　佐藤　　修
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８号
高知県高岡郡佐川町中組1325―１、住民票上の住所高知県高知市城山町165番地１
破産者　藤本　　拓
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第６８４号
大分県別府市浜脇２丁目２番３号　別府浜脇再開発住宅603号
破産者　谷尻　　進
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３５８６号
札幌市西区八軒10条西12丁目３番９―102号
破産者　後藤　千洋
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５１号
札幌市東区東苗穂７条２丁目２番４―404号
破産者　吉川　哲矢
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７２６号
札幌市中央区南16条西11丁目２番27号　ルナ16条ハイツ３号
破産者　矢作三津子
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０９６号
札幌市西区宮の沢３条４丁目19番20―401号
破産者　藤原　孝之
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７５号
開始決定時の住所北海道旭川市忠和１条４丁目１番５号
破産者　大高　秀路
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４３号
北海道旭川市旭町１条４丁目841番地の17　アサヒマチハウスＣ号室
破産者　桑原亜希子
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部